保護者　殿 　　 　　令和　　　年　　　月　　　日

筑波大学附属視覚特別支援学校長

青木　隆一

**学校感染症の出席停止と登校許可証明書のお知らせ**

学校保健安全法に基づき、感染症に罹患した幼児・児童・生徒は、必要な期間、登校を見合わせるように定められています。出席停止期間は、十分な休養を取り、早期に回復させるためとともに、他の幼児・児童・生徒への感染を防ぐためのものです。なお、この期間中は欠席扱いにはなりません。

　診断を受けた医師から、学校への登校許可がおりましたら、保護者の方が下記の証明書に御記入、押印の上、担任へ御提出ください。

|  |
| --- |
| 学校感染症と休養する期間 |
|  | 感染症名 | 期間 |
| 第１種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ、新感染症 | 完全に治るまで |
| 第２種 | インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く） | 発症後５日を経過し、かつ解熱後２日（幼児は３日）過ぎるまで |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消えるまで、又は５日間の適正な抗生剤による治療が終了するまで |
| 麻疹 | 熱が下がってから３日過ぎるまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺、舌下腺のはれが発現した後５日を過ぎ、かつ全身症状が良好になるまで |
| 風疹（３日ばしか） | 発疹が消えるまで |
| 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状（のどの痛み、結膜炎など）が消えて、２日過ぎるまで |
| 結核 | 病状により伝染のおそれがないと医師が認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により感染のおそれがないと医師が認めるまで |
| 第３種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 | 病状により伝染のおそれがないと医師が認めるまで |

（　き　り　と　り　せ　ん　）

**登　校　許　可　証　明　書**

　　　　幼・小・中・高・鍼・理・音　　　年　氏名

治癒したため、　　　月　　　日より登校を許可されました。

病名　：

診断を受けた病院名：

 　　令和　　　年　　　月　　　日　　　　保護者氏名：　　　　　　　　　　　　　　印

 　　　**＊保護者の方が御記入ください。**（保護者→担任→保健室）